

## ＜ 大韓民国関税庁における知的財産権保護制度 ＞

### 1. 税関の知的財産権侵害物品の取締り

○大韓民国関税法第235条により知的財産権を侵害する物品は輸出または輸入してはならないように定められています。保護対象知的財産権には、商標権、著作権、品種保護権、地理的表示権、特許権、デザイン権があり、このような権利を侵害する物品の効率的な取締りのために知的財産権者が税関に知的財産権を申告できます。税関に申告された知的財産権の情報は通関段階において審査に活用されるようにコンピュータと連携されています。

税関でのこのような取締り活動では輸出入申告物品だけでなく、積み替え、複合積み替え、保税区域搬入、保税運送、一時揚陸の申告物品も対象になります。

○通関段階で摘発された知的財産権物品が侵害であることが明白な場合は、税関で職権により通関を保留することができ、一定の数量と金額以上の場合考慮して調査依頼手続を行うこととなります。

侵害が疑われる場合には、権利者の鑑定結果を参考にして通関保留要請の有無を決め、権利者の要請によって通関が保留される場合、権利者は担保を提供しなければなりません。

○権利者は、通関予定の物品であっても、輸出入者、入出港経路、詳細な品名など侵害物品の通関予定情報を詳しく知っている場合、担保を提供し当該情報を通関予定地の税関に申告できます。税関においてこのような知的財産権者の侵害主張が妥当であると認められる場合には当該事実を情報システムに入力し、通関段階において当該貨物を検査選別することができるようにC/S\*登録管理を行います。

\* Cargo Selectivity:侵害疑義貨物検査選別（検査対象選別）

### 2. 知的財産権申告制度

○(概要) 通関段階において効率的に知的財産権を保護するために、知的財産権者が保有している知的財産権の情報を税関と共有することにより、侵害物品や侵害の恐れがある企業等を迅速に取り締まるための制度

※業務の効率性に鑑みて、知的財産権関連専門知識を備えた関連協会\*に知的財産権申告書の受付および登録業務を委託

\* (社)貿易関連知的財産権保護協会(TIPA):Trade Related IPR Protection Association

○(登録対象の知的財産権) 商標権、著作権・著作隣接権、品種保護権、地理的表示権・地理的表示、特許権、デザイン権

○(申告の方法) 窓口、郵便、オンライン

-郵便および窓口申請(韓国ソウル市江南区オンジュロ721 ソウル本部税関別館2層 TIPA 知的財産権申告センター)

-オンライン申請 (<https://unipass.customs.go.kr>)

○(効力発生日) 申告登録日から直ちに効力発生

○(有効期間) 3年

※知的財産権の存続期間が3年以内に満了する場合は存続期間満了日まで

○(更新申請) 有効期間満了日の2ヶ月前から10日前まで

○(登録費用) 無料

○(提出書類) 権利申告書、権利関係確認書類、侵害物品識別資料(カタログおよび説明資料)、侵害疑義輸出入者\*など侵害関連資料、委任状(代理申告の場合)

\* 特許権、品種保護権、デザイン権の場合は提出必須

申告された知的財産権情報の活用

(1) 特定情報

: 侵害可能輸出入者の詳細情報が提供される場合

C/S登録の有無を検討⇒ 通関段階において積極的な検査選別

(2) 一般情報

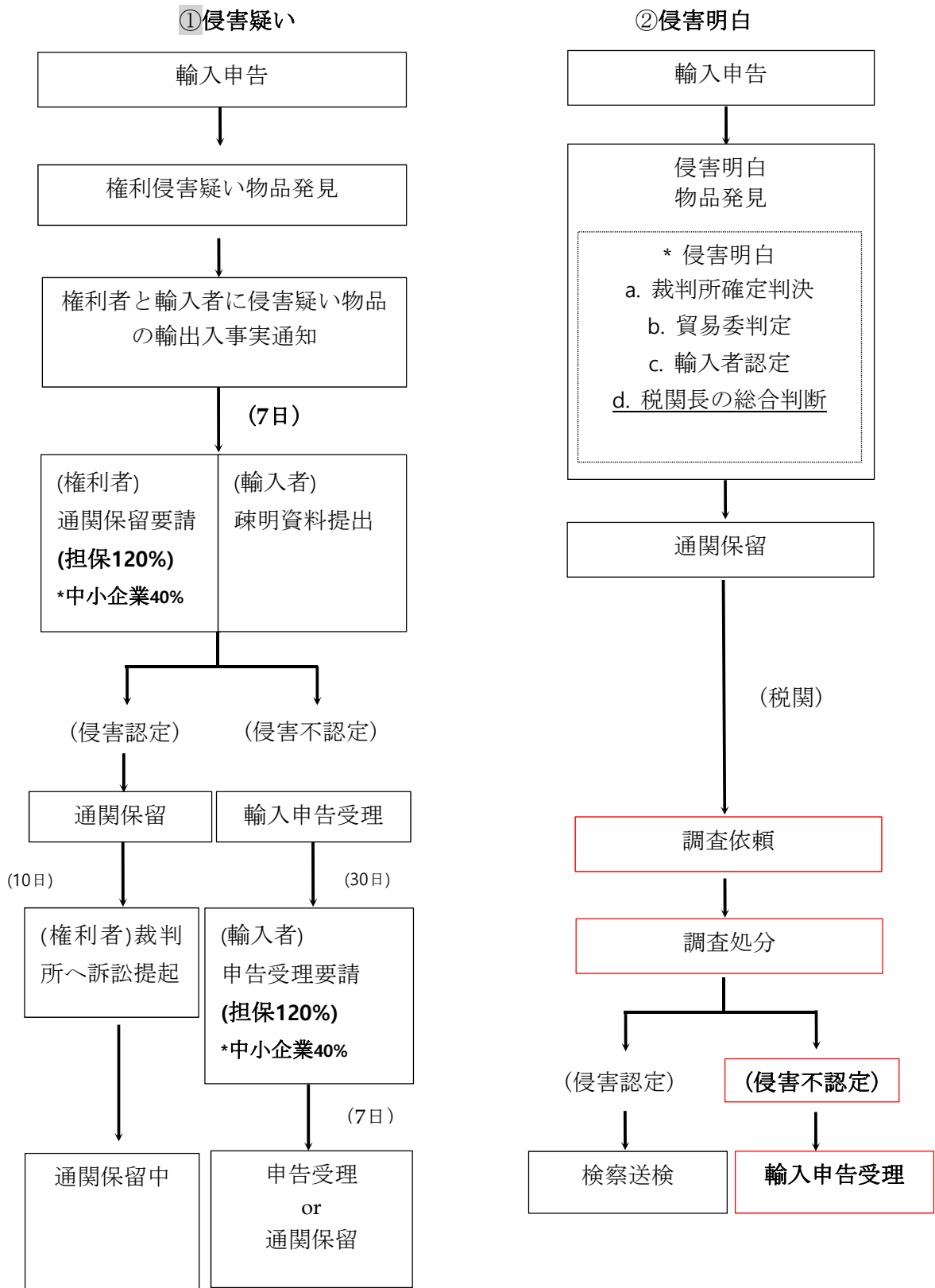
: ブランド別、品目別侵害識別資料を通した税関職員の情報共有

### 3. 知的財産権侵害物品に対する国境措置の制度

○(国境措置対象知的財産権) 商標権、著作権・著作隣接権、品種保護権、地理的表示権・地理的表示、特許権、デザイン権

○(国境措置の範囲) 輸出入申告された物品、積み替えまたは複合積み替え申告された物品、保税地域に搬入申告された物品、保税運送申告された物品、一時揚陸申告された物品

○通関段階における税関知的財産権保護手続



- (侵害が明白な場合) 輸出入通関段階において侵害物品確認の際に侵害が明白な場合、次の順序により措置

①職権通関保留\*後に権利者および輸出入者に通関保留事実通知

\* 担保提供不要

②通関部署においては商標法等の法律違反の疑いで調査部署に送検依頼

※権利者鑑定書など侵害事実確認書類を添付して送検依頼

③調査結果により侵害事実が確定された場合、商標法など関連法律によって処罰

- (侵害が疑われる場合) 輸出入通関段階において侵害物品確認の際に侵害が疑われる場合、次の順序により措置

①権利者および輸出入者に侵害疑い物品の輸出入事実通知

②通報を受けた権利者は通報を受けた日から7日以内に通関保留要請、輸出入者も輸出入事実通知日から7日以内に侵害ではない旨の疎明資料提出

※通関保留要請時に担保の提供(課税価格の120%\*)

\* 租税特例制限法第5条第1項による中小企業の場合、課税価格の40%に相当する担保の提供

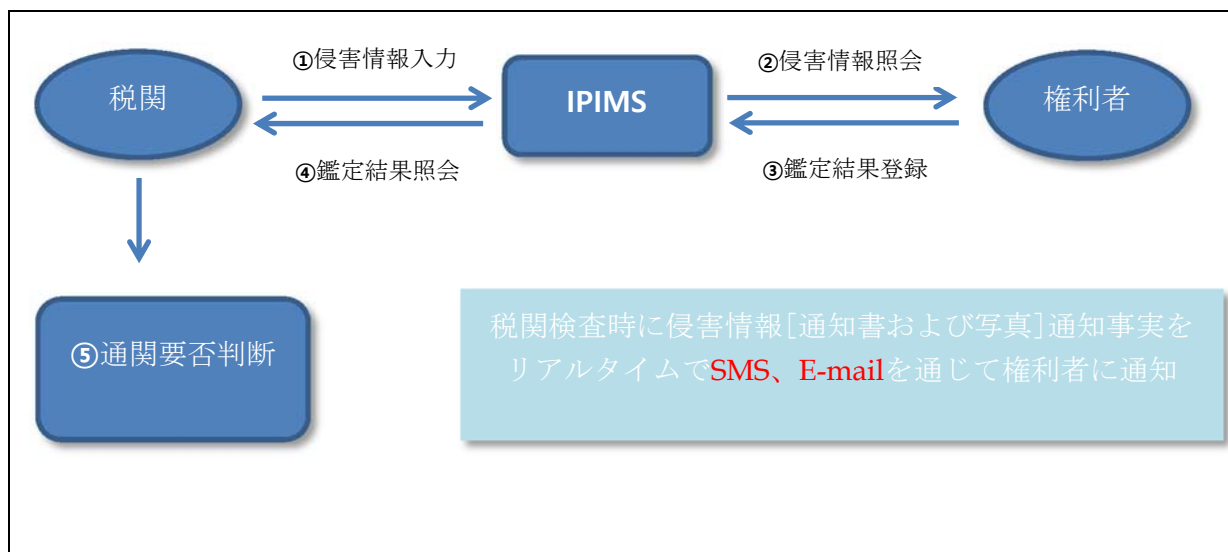
③通関保留後、10日以内(10日間延長可能)に裁判所へ提訴する場合、通関保留となり、以降、両者間の民事訴訟手続により進行

○権利者からの侵害の有無の確認方法

-通関段階において知的財産権侵害疑い物品の情報をIPIMS\*システムを通じて権利者に伝送して権利者のリアルタイム鑑定が可能(2009年～)

\*IPIMS(Intellectual Property Information Management System):知的財産権統合情報管理システム

-権利者が7日以内に鑑定結果を回答することができるように輸出入事実通知時にSMSなどで権利者に知らせるシステム、税関においては権利者に輸出入事実を通知し、権利者は税関にIPIMSを通じて鑑定結果を回答する。



※ 関税庁電子通関システム (<https://unipass.customs.go.kr>) に接続して、使用者登録後に  
‘業務支援>IPIMS>IPIMS利用申請’ を通して申請 (または知的財産権申告時にIPIMS利用申請の要否をチェックして申請可能)